

緑茶飲料について(案)

業界団体からの推薦に基づき、中小メーカーを含めて実行可能性等について説明・ヒアリングを実施

(実行可能性について)

- 国産の3、4番茶と輸入茶葉が価格的に競合しており、同一価格帯から製品(緑茶飲料)の品質(味)に合った原料を調達している。緑茶飲料の味を決めていく過程で、茶葉のブレンド内容が決まる。
- (必要性には疑問があるが)原料を変更すると製品の味が変わるため原料を大幅に変更することは通常行わないので、原料原産地を表示することは可能。
- 製品価格に占める原料茶葉の割合は他の飲料に比べると低い。

(ヒアリングで出されたその他の意見)

(義務化することについて)

- 抽出した後に、濾過、調整などいくつかの技術を経て製品としており、必ずしも加工度が低いとは思っていない。
- 8割程度の商品で自主的な表示をしている状況において、いまさら義務化しなくてもという疑問はある。

(義務化された場合の影響)

- 原料原産地が義務付けられると、中国産茶葉から国産に切り替えるメーカーが出てくることが予想される。
- これにより日本産茶葉の競合がおき、日本産茶葉の買い占めや原料価格が上がることを懸念される。

(その他)

- 仮に義務化される場合、緑茶飲料の対象範囲を明確化する必要。
 - ・ 緑茶以外の原料との混合茶
 - ・ カテキン等特定物質を抽出したものを混ぜた場合

(緑茶飲料の製造メーカーの状況) [日本清涼飲料工業会の資料をもとに事務局が分析]

1. 緑茶飲料の製造企業数(※緑茶飲料のみを製造している企業はない。)

独自ブランドをもつ企業 41社 うち中小企業数 12社 (割合 29%)

[食品製造業の中小企業の割合 99.4%]

出典:平成15年工業統計表「企業統計編」

このほかスーパーなどのプライベートブランド(PB)や、大手の下請け生産を行っている企業があると考えられる(統計なし)が、表示義務が課されるのはPBを企画した販売者(スーパーなど)となる。

2. 中小製造メーカー12社の内訳

乳業メーカー 1社

酒類メーカー 1社

大手グループ企業 3社

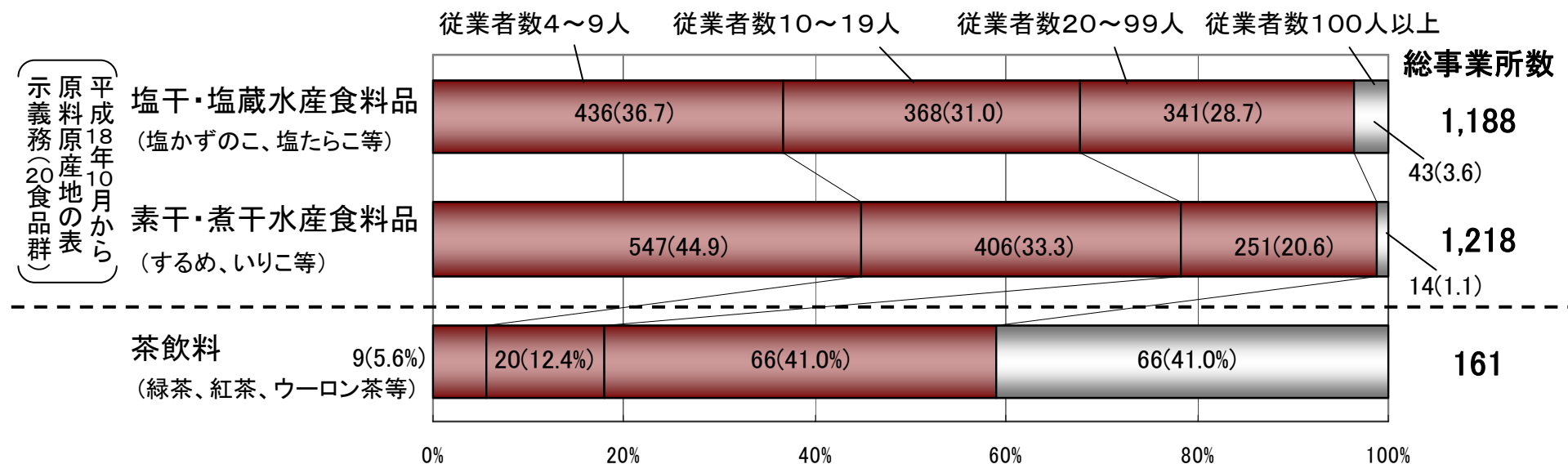
その他 7社

○ 実行可能性について

加工食品の原料原産地表示の義務付けにおいて考慮される実行可能性は、「原産地の違う原料をブレンドしている、頻繁に変わるなど実質的に表示の実行が難しい場合」であり、原料原産地の義務表示対象品目の選定要件に当てはまるものについては、中小企業・大企業、あるいは現状の自主的な表示の取組状況を問わず表示の義務付けを行っている。

【参考】

○ 品目別の従業者規模の割合（従業者4人以上の事業所）



(注) 平成16年工業統計表より、20食品群の対象と一致する業分類を抽出

○ 緑茶飲料の対象の考え方〔案〕

○ 基本的な考え方

- ・ 加工食品品質表示基準の別表2「5 緑茶」を「5 緑茶及び緑茶飲料」に改正
- ・ 緑茶飲料については、「飲料の原料として使用した茶葉の原産地」が表示の対象

○ 具体的な事例

(1) 玄米茶など茶葉以外との混合した場合

抽出前の段階の原料茶葉、玄米等他の原材料の重量割合で、茶葉の割合が50%以上の場合に対象となる。(緑茶と同様の考え方)

(2) カテキンなど茶葉の成分の一部を抽出したものを混合している場合

カテキン等特定成分を抽出した原料茶葉の原産地は表示の対象としない。
原材料として「カテキン」等の原材料名を表示することになる。

(参考1)

【緑茶飲料の位置づけ】

(1) 20食品群への義務付けにあたっては、あらゆる加工食品を対象に、

- ① 原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうち、
- ② 製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品との示された要件に基づき表示を義務づけるべき品目を横断的に整理、検討した結果、20の加工食品群を義務表示対象品目としたところ。

(2) 緑茶飲料については、報告書の要件に基づき作成・公表(平成15年11月)し意見募集を行った対象品目リストにおいて「加工の程度から選定要件①の品目群には分類されないものの「原産地に由来する原料の品質が製品の品質に大きく反映されると一般的に認識されている」可能性のある品目」として区分された。

(3) その後の公開ヒアリング、パブリックコメントにおいて、果実飲料、野菜飲料とともに、以下のように整理された。(平成16年3月)

以下の点から現時点で義務表示対象品目とすることは不適切である。

- ・ 飲料は一般に搾汁、抽出、ブレンド等の加工技術によって一定の品質を維持しており、加工度が低いとはいえない。
- ・ 輸入原料果汁の場合、原料果汁の原料である果実の原産地についての情報が得られないことから、正確な表示が困難。

(4) さらに、平成18年4月の「加工食品の原料原産地表示のさらなる推進について」において、平成15年のルールを踏まえて、具体的な選定要件が示され、緑茶飲料とあげ落花生が議論の対象とされたものである。

(参考2) 第30回共同会議資料より
品目別(緑茶飲料)についての考え方の整理

○緑茶飲料

主な意見		選定要件との関係							
賛成	・20食品群の表示義務対象品目に緑茶(リーフ)があり、同一原料により製造される緑茶飲料も同じ扱いとすべき。(個人、農業生産者団体) ・最近ではペットボトルのお茶を飲む機会が多いので、安心して飲むことができるよう原料原産地表示を義務づけてほしい。(個人) ・輸入茶葉と日本茶葉の品質については、製造技術及び品種に差がありかなりの品質の差がある。(農業生産者団体) ・輸入茶葉と日本茶葉の価格については、日本茶葉の一番高いものが2,500円/kg位で、輸入茶葉は、300円/kg位であり、日本茶葉でいう4番茶あたりに該当する。(農業生産者団体) ・パッケージのデザイン、CM等により、緑茶飲料＝日本産という認識を多くの人々が持っている。(個人) ・原料の外国産の緑茶は輸入後、国内の実需者によって「緑茶」、「緑茶飲料」等に仕分けられその後の流通過程で同じ原料が必要先によっては原料原産地表示の義務づけされる製品(緑茶)と義務づけされない製品(緑茶飲料)として混在して流通しており、最近では輸入茶が大幅に増加している。(農業生産者団体) ・ブレンド、火入れ技術等が複数多岐にわたる等の理由から、義務づけを反対する意見があるが、これは、緑茶及び緑茶飲料とも共通の重要な技術であり表示義務を峻別する理由にならない。(農業生産者団体)	○緑茶飲料の生産量(単位:千キロリットル)							
			平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
			661	1,010	1,421	1,568	1,783	2,365	2,648
		変化率	100	153	215	237	270	358	401
		○原料(緑茶(リーフ))の輸入量(単位:トン)							
	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年		
	12,047	14,328	17,739	11,790	10,242	16,995	15,187		
変化率	100	119	147	98	85	141	126		
○加工工程									
・荒茶への火入れ、茶葉同士のブレンド、抽出等を組み合わせて使用									
○主な原料の主な輸入先									
・緑茶(リーフ)の輸入先:中国96%(H17) ・国内の緑茶の生産量 平成15年(91,900トン)、平成16年(100,700トン)、平成17年(100,000トン)									
反対	・購入する際は、メーカーや商品名、ブランドで選んでおり、原料の原産国を気にして購入はしていない。(個人、事業者、事業者団体) ・今でも国産と表示している商品があるので、任意の表示で十分である。(個人、事業者、事業者団体) ・無理に義務化を求めることは、意図しない及び意図的な虚偽表示を招きかねない。(個人) ・原産地が品質に対して与える影響は極めて小さい。影響を与えるのはあくまで茶葉の品質そのものでありその原産地ではない。消費者に好まれる原産地のものであれば、高品質でなくても優良であると誤認されてしまう可能性がある。(個人、事業者、事業者団体) ・余分な負担が発生し、コストがあがり、消費者の利益にはならない。(個人) ・消費者は原産地に対し、日本産に比べて中国産は安全性や品質に対する信頼性の面で劣っているというイメージが存在している。そのような中で、義務化をすれば、大手を中心に日本産が集中している傾向が強まり、中小企業では日本産の茶葉の調達に困難になり、また、日本産の茶葉の仕入価格の高騰を招く結果となる。(個人、事業者、事業者団体) ・原産地という商品の選択肢は増えるが、同じ原産地であっても異なる品質の商品が存在するようになることが容易に推測でき、消費者のメリットよりも混乱をもたらすおそれがある。(事業者) ・常に安定した味を出すためにブレンドなどをしており、加工度が低いとはいえない。(個人、事業者) ・義務化にあたっては、国産、外国産の表記に留めるべき。(農業生産者団体、事業者)	○対象の考え方(案)							
		・製造・販売量が大幅に増加している。 ・茶の特性を踏まえ、原料原産地は「お茶の葉」を摘んだ地ではなく「荒茶」の製造地としており、荒茶を仕上げ加工した緑茶(リーフ)は、原料原産地の表示義務付けの対象となっている(緑茶、緑茶飲料は、20食品群の選定の過程において、加工の程度からではなく「原産地に由来する原料の品質が製品の品質に反映されると一般的に認識されている」可能性のある品目として意見募集が実施され、検討された)。 ・緑茶飲料においては、茶葉からの抽出(飲料としての茶の品質を保ち充填を実施)を行う工程があるが、緑茶飲料の抽出前の茶葉のブレンド・仕上げの工程は、緑茶(リーフ)においても実施される。緑茶(リーフ)、緑茶飲料ともに原料茶葉の選定、及びこれをブレンド・仕上げる工程が、そのおいしさ等の品質を左右する重要な役割を果たしていると考えられる。							
		・以上のことを踏まえると、原料の茶葉の品質を踏まえてブレンド・仕上げされる「緑茶」と「緑茶飲料」について整合性を図る意味から、「緑茶飲料」を義務表示対象品目として良いのではないかと。							